

## 8. 教育職員免許状取得条件

- (1) 本学において、学則第14条第2項及び第3項の規定に基づき、所定の単位を修得すれば、栄養教諭一種免許状が取得できる。ただし、この教員免許は栄養士免許を取得したのちに交付となる。
- (2) 教育職員免許状を取得するためには、教育職員（栄養教諭）を目指す意思が確固たるものでなければならない。特に、学外の実習科目は、安易な気持ちで実習を履修することがあってはならない。
- (3) 教育実習校については、原則として学生各自が教育実習校の内諾を得なければならない。
- (4) 次の条件にしたがって科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
  - ① 本学管理栄養学科に在籍し、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること。
  - ② 国家と法（日本国憲法）（2単位）、健康生活と生涯スポーツ（2単位）、英語コミュニケーション（2単位）、情報入門（2単位）を修得すること。これらの科目は1年次または2年次に修得することが望ましい。
  - ③ 学外実習科目である「栄養教諭実習Ⅱ」については、その履修条件を別に定める。また、これらの科目の履修については、履修費を別に納付しなければならない。
  - ④ 下記「教育の基礎的理解に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」について所定の単位を修得すること。

## 教育の基礎的理解に関する科目等

科 目 名	単位数	免許状取得 最低単位数	備 考
教師論	2	2	
教育原理（中・高・栄養）	2	2	
教育・青年心理学	2	2	
教育と社会	2	2	
教育課程論（中・高・栄養）	2	2	
教育の方法・技術（中・高・栄養）	2	2	
生徒指導（栄養）	2	2	
教育相談（中・高・栄養）	2	2	
特別支援教育論（中・高・栄養）	2	2	
道徳の倫理と指導法（栄養）	2	2	
特別活動・総合的な学習の時間の指導法（中・高・栄養）	2	2	
教職実践演習（栄養）	2	2	
栄養教諭実習Ⅰ	1	1	
栄養教諭実習Ⅱ	1	1	

## 栄養に係る教育に関する科目

科 目 名	単位数	免許状取得 最低単位数	備 考
栄養教諭論Ⅰ	2	2	
栄養教諭論Ⅱ	2	2	

理論